

パブリックコメント 閲覧用資料

第6次白岡市総合振興計画後期基本計画に係る

基本構想（案）

**第6次白岡市総合振興計画後期基本計画
序論・基本構想(案)**

白岡市

【 目 次 】

第1編 序論.....	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	3
第2章 白岡市の現状	4
1 人口・世帯の状況.....	4
2 産業の状況	7
3 財政の状況	10
4 市民の意識	12
第2編 基本構想	15
第1章 まちの将来像.....	16
1 まちづくりの基本理念	16
2 まちの将来像	17
第2章 基本目標(分野別のまちの姿).....	18
1 政策目標.....	18
2 運営方針	19
第3章 将来フレーム	20
1 計画期間の人口の見通し.....	20
2 土地利用基本構想	22

第1編 序論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、令和4年(2022年)3月に「白岡市自治基本条例」が定める自治の理念を踏まえ、第6次白岡市総合振興計画基本構想及び前期基本計画を策定し、基本構想において、「みんなでつくる 自然と利便性の調和したまち しらおか」をまちの将来像に掲げ、その実現に向けて各種施策を展開してきました。

前期基本計画に基づく取組により、まちづくりの推進が図られ、着実に成果も現れています。一方で、本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進行、自然災害や感染症などのリスクの拡大、脱炭素社会の実現、AI などのデジタル技術や先端技術の急速な発展など変化しています。

また、公共施設やインフラ施設の老朽化対策に加え、令和7年(2025年)5月に発生した市庁舎火災からの復旧・復興を着実に進めていく必要があります。

このような状況の中、前期基本計画の計画期間が令和8年度(2026年度)で満了となることから、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や行政課題に的確に対応し、基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現を図るため、第6次白岡市総合振興計画後期基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、まちづくりの基本的な方向を示す市の最上位の計画であり、長期的な展望に基づいて本市におけるまちの将来像を示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、各行政分野の方針などを明らかにするものです。

前期基本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」を内包していることから、国の「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」及び埼玉県「第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、本計画を策定します。

さらに、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化地域計画」と一体的に策定します。

加えて、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に寄与するため取組を進めていく必要があることから、各施策分野との関連性を明確にし、SDGsの概念を反映させた計画として策定します。

3 計画の構成と期間

将来のまちづくりを計画的に進めるとともに、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応することができるよう、本計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造とします。

(1)基本構想(計画期間10年:令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度))

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針となるものであり、目指すべき将来像や政策目標などを定めるものです。

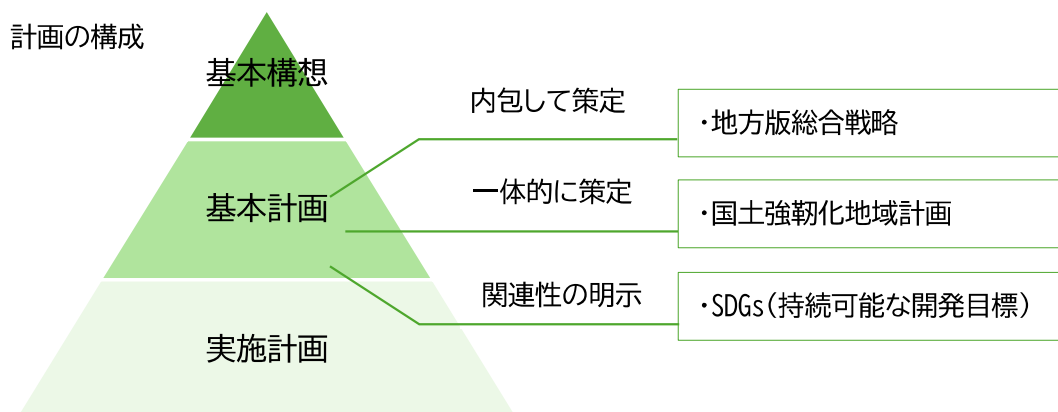
(2)基本計画(計画期間5年:令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度))

基本構想を実現するため、まちの現状と課題や基本的な施策を体系的に定めるものです。

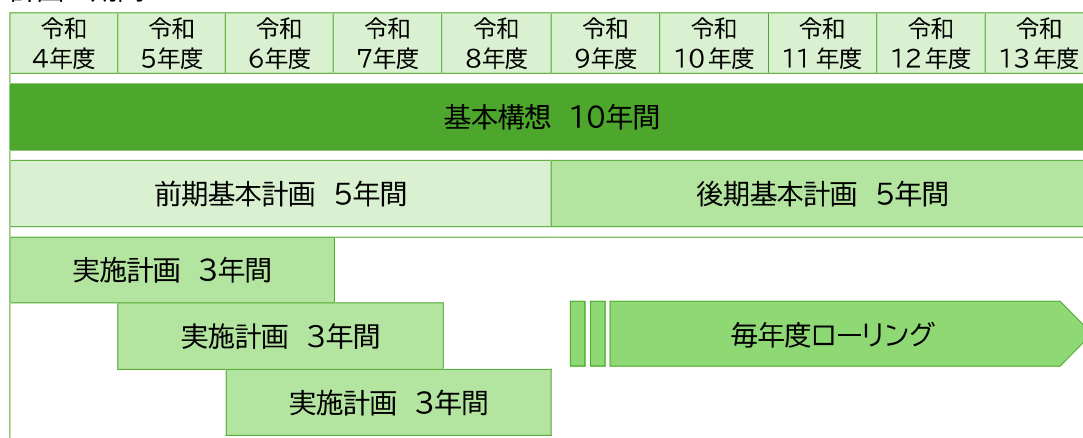
(3)実施計画(計画期間3年)

基本計画で定めた施策の具体的な実施方法(事業)等を定めるものであり、社会経済情勢の変化や緊急性を要する事業に対応するために、毎年度必要となる見直しを行います。

計画の構成



計画の期間



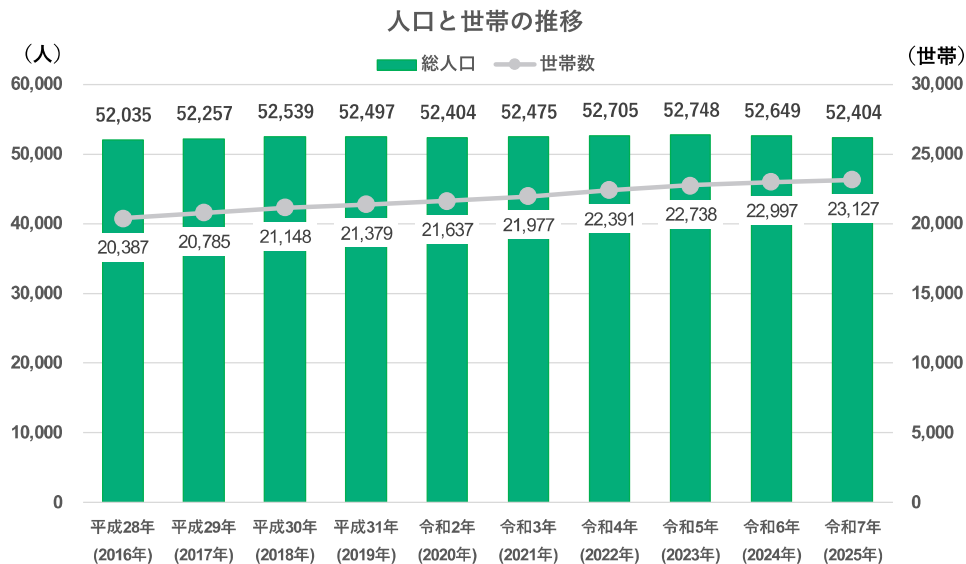
第2章 白岡市の現状

1 人口・世帯の状況

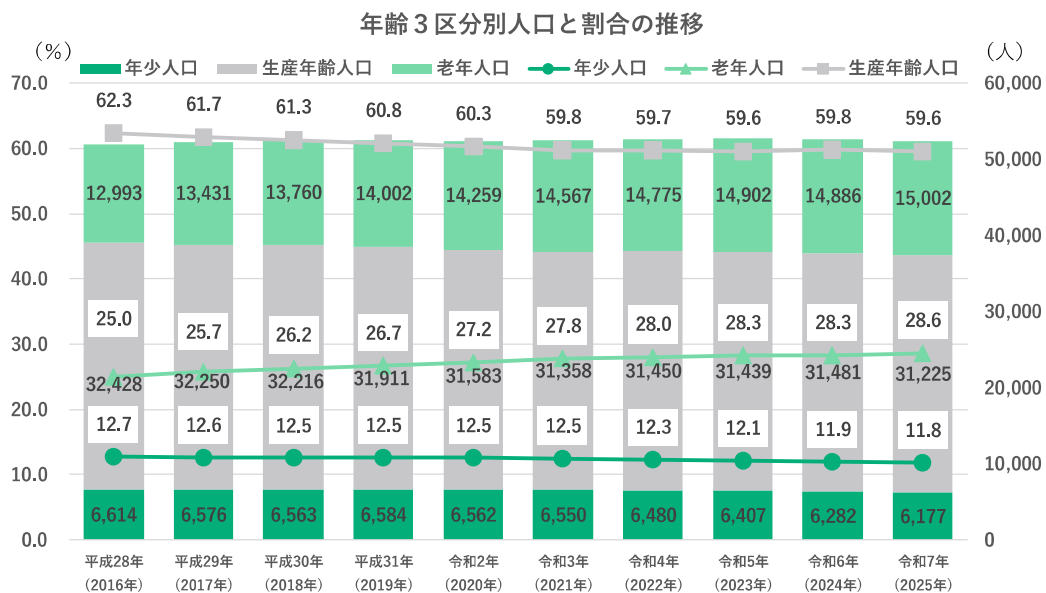
(1)人口・世帯

本市の総人口は緩やかに増加し、令和5年(2023年)には52,748人に達し、その後の2か年は減少し、令和7年(2025年)には52,404人となっています。世帯数は、増加傾向が続いており、令和7年(2025年)には23,127世帯となっています。

人口構成を10年前と比較すると、年少人口(0～14歳)は約400人減少し、生産年齢人口(15～64歳)も約1,200人減少しています。一方、老年人口(65歳以上)は約2,000人増加しています。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(各年1月1日時点)

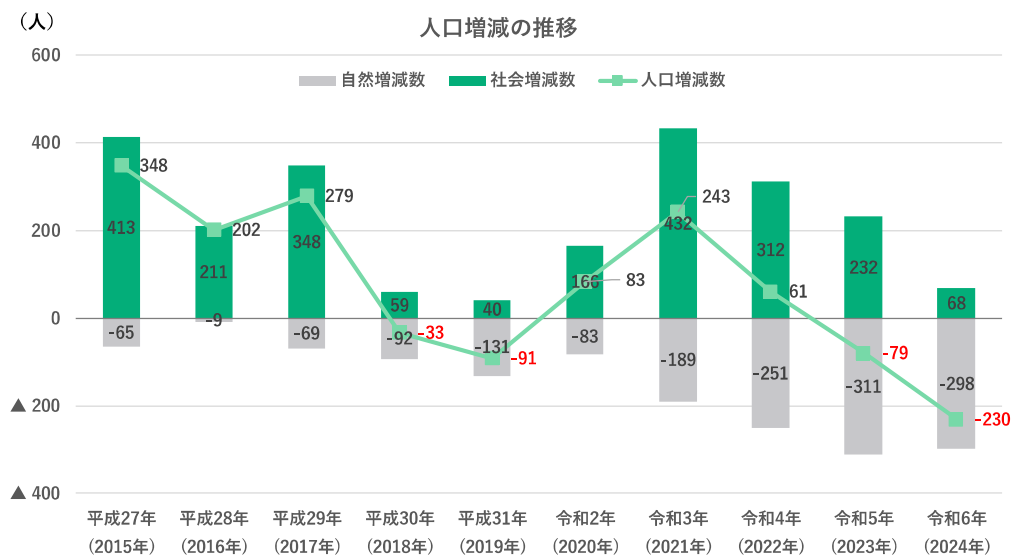


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(各年1月1日時点)

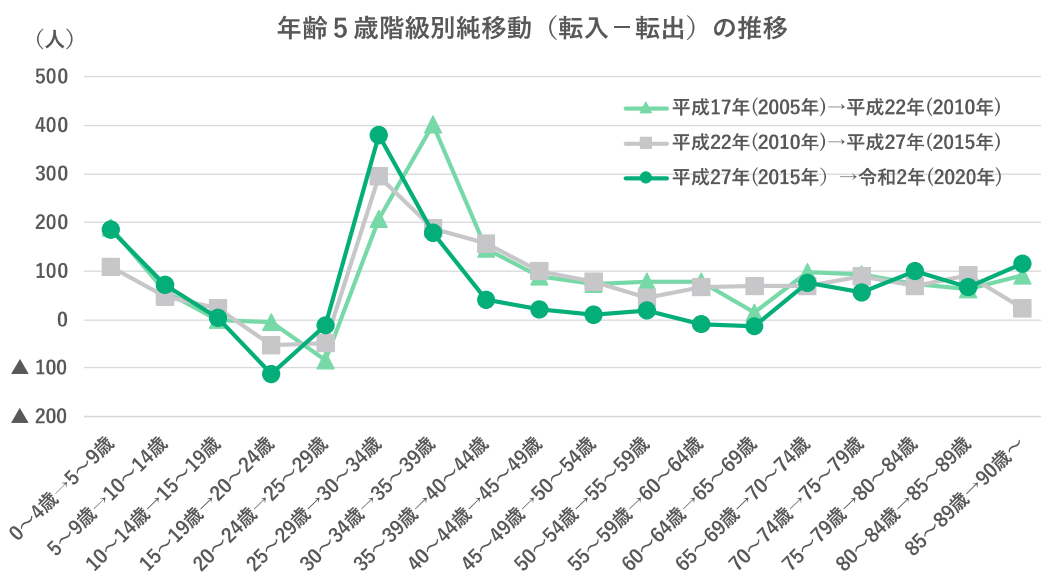
(2)人口増減の動向

本市の人口増減をみると、社会増減数(転入－転出)は増加を維持しているものの、高齢化に伴う自然増減数(出生－死亡)の減少幅が拡大傾向にあり、直近の人口は減少傾向となっています。

年齢5歳階級別純移動をみると、直近5年間(2015→2020 年)では、20 代後半から 30 代前半の子育て世代の転入が顕著である一方、10 代後半から 20 代前半の大学進学や就職に伴うものと考えられる転出がみられます。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日時点）



資料：RESAS（国勢調査各年10月1日時点）

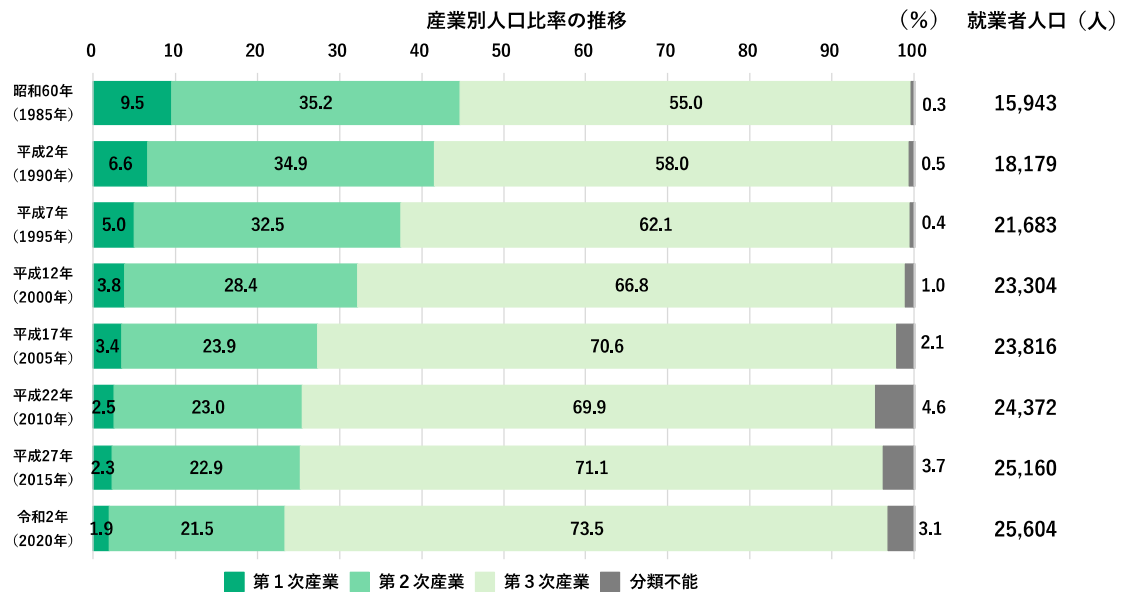
※グラフの縦軸の値は、社会増減数(転入数から転出数を差し引いた数)を表します。転入数は「市外から市内に住所を移す方の人数」、転出数は「市内から市外に住所を移す方の人数」を表します。グラフ縦軸の値が正になっている場合は「転入数>転出数」、負になっている場合は「転入数<転出数」を表します。

また、グラフの横軸は、年齢区分を表します。例えば、「平成27年(2015年)→令和2年(2020年)」の「0～4歳→5～9歳」であれば、平成27年(2015年)は0～4歳、令和2年(2020年)は5～9歳の方を対象として、転入・転出数を推計しています。

2 産業の状況

(1) 産業別人口比率

本市の就業者の割合は、第1次産業(農業)及び第2次産業(製造業、建設業等)は減少傾向であり、第3次産業(小売業、サービス業等)は増加傾向にあります。

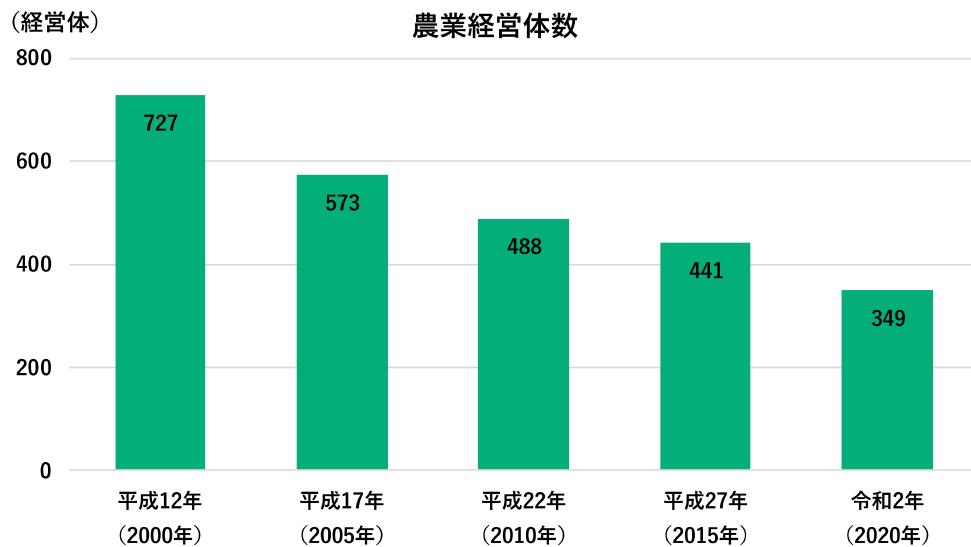


資料：白岡市「国勢調査」

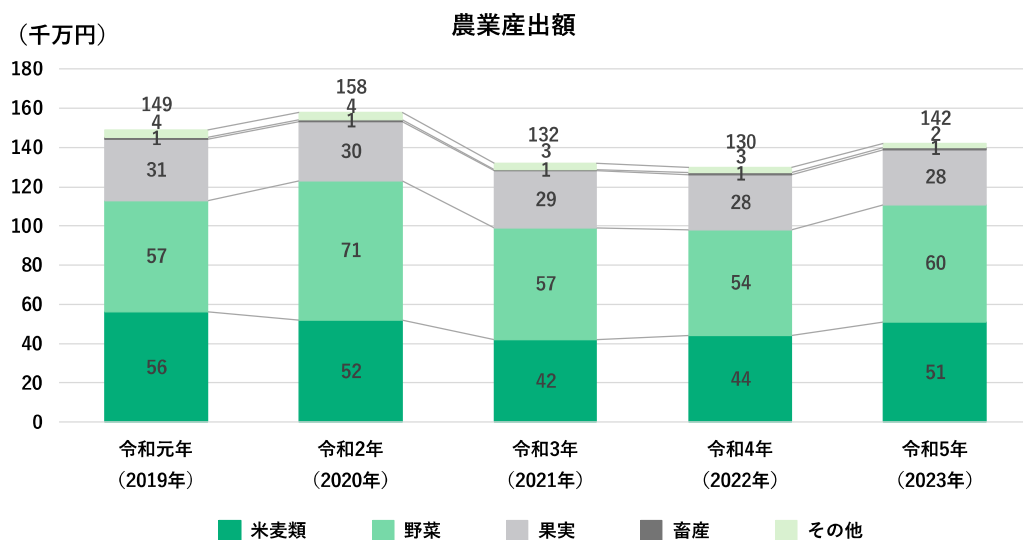
※「分類不能」は、調査票の記入不備でいずれの産業にも分類できないものを指します。

(2)農業の動向

本市の農業経営体数は、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)までに約50%減少しています。また、農業産出額は、令和3年(2021年)から減少しましたが、令和5年(2023年)は、米麦類や野菜が増加しています。



資料：農林水産省「農林業センサス」

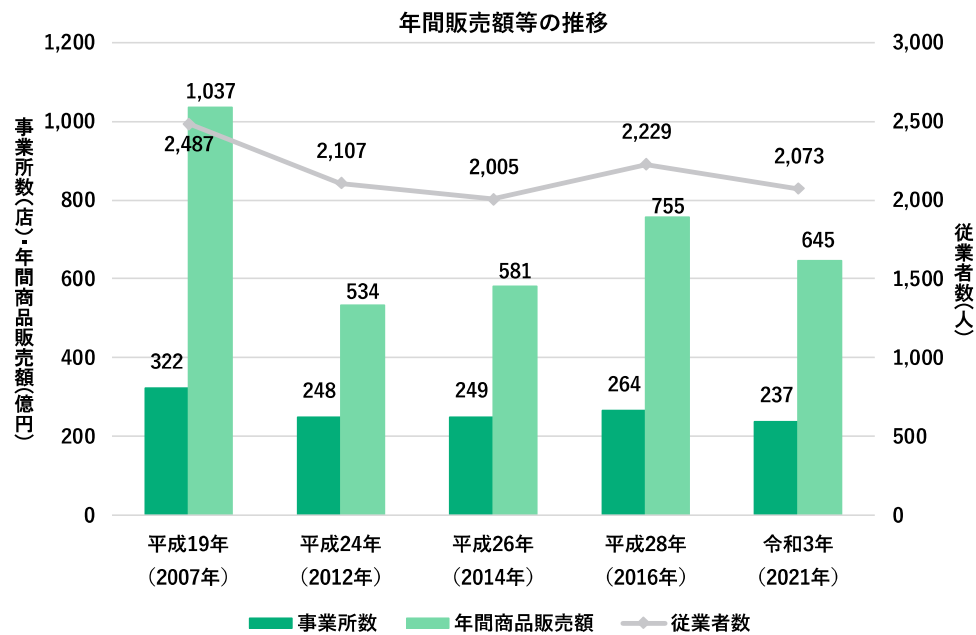


資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

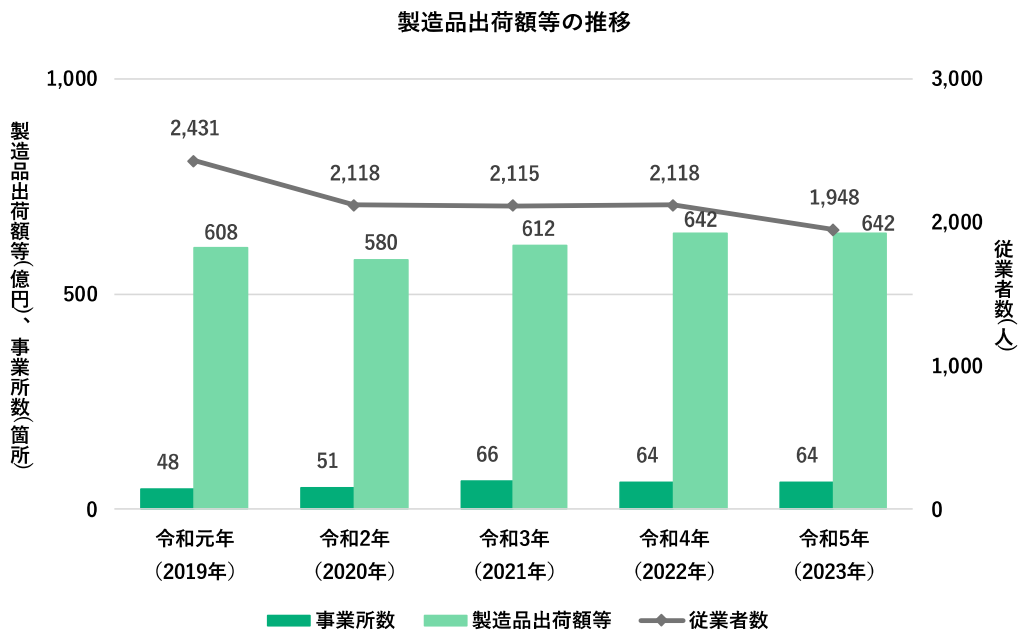
(3)商工業の動向

本市の商業の状況をみると、事業所数、従業者数、年間商品販売額は、いずれも平成24年（2012年）以降は微増傾向にあったものの、令和3年（2021年）には減少傾向がみられ、この減少の背景には、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。

本市の製造業の状況をみると、事業所数、製造品出荷額等は、わずかながら増加傾向にある一方、従業者数は令和2年（2020年）以降、横ばいから微減で推移しています。



資料：商業統計調査、経済センサス-活動調査



資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査

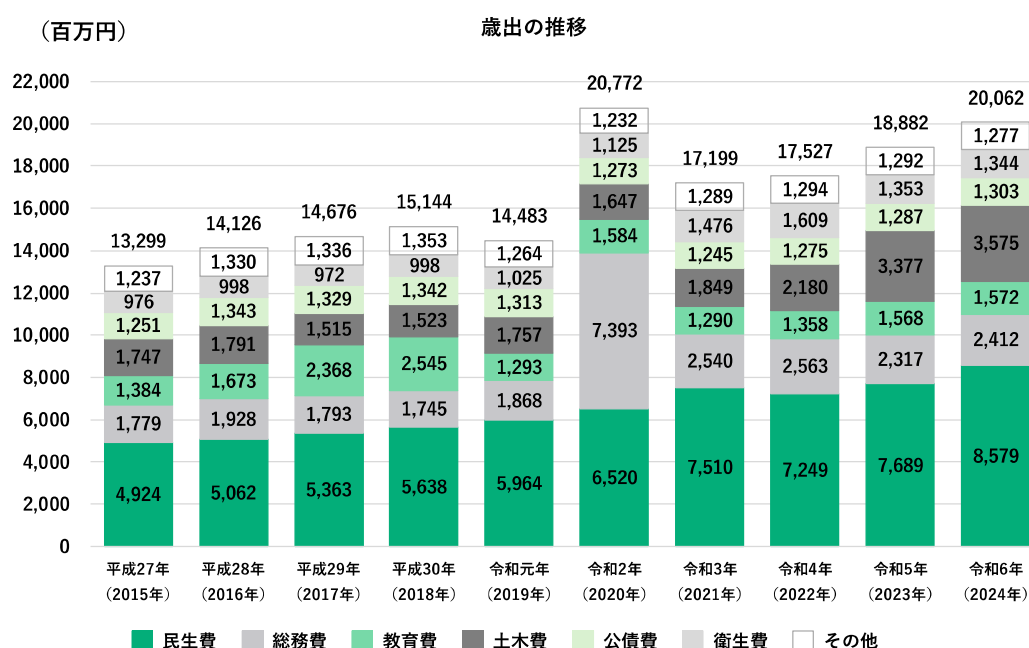
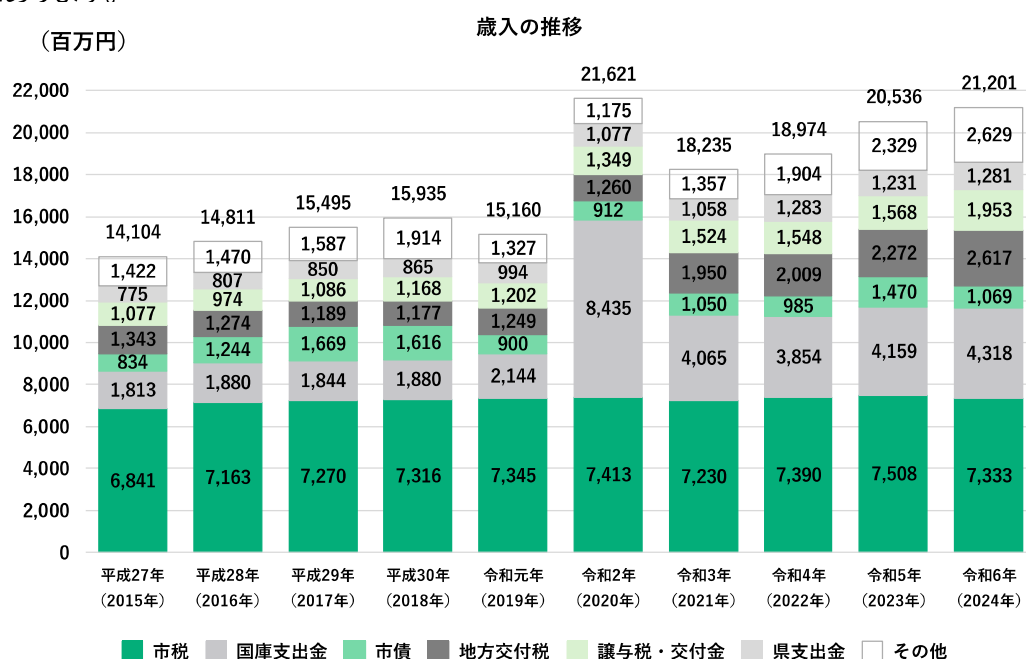
3 財政の状況

(1)歳入・歳出

本市の歳入・歳出決算額は、令和2年度(2020年度)に新型コロナウイルス感染症対策の影響で大幅に増加し、その後は減少したものの、令和6年度(2024年度)にかけて、再び増加しています。

歳入に占める市税の割合は、令和元年度(2019年度)までは約5割でしたが、近年、市税の割合が減少し、国からの支出金や地方交付税などが増えています。

歳出は、福祉などの施策に関わる民生費のほか、道路整備などに関する土木費が増加傾向にあります。



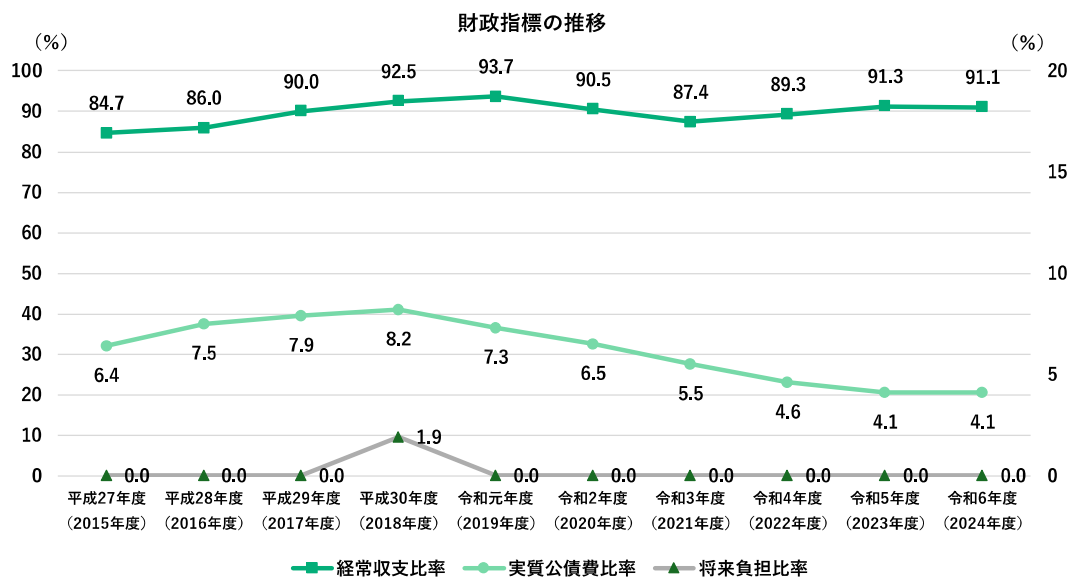
(2)財政指標

本市の10年間の財政指標について、「経常収支比率※」「実質公債費比率※」「将来負担比率※」は、次のとおり推移しています。

「経常収支比率」は、令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年)にかけて減少しましたが、その後、再び増加傾向にあり、財政運営の自由度が少なくなる財政の硬直化が懸念されます。

「実質公債費比率」は、平成30年度(2018年度)まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向にあります。

「将来負担比率」は、平成26年度(2014年度)までは大きく減少し、その後は低水準で推移しており、健全な財政状況にあります。



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧

- ※ 経常収支比率:福祉サービス費などの経常的に使われた一般財源が、市税などの経常的に見込める収入に占める割合のこと。
- ※ 実質公債費比率:市の借入金などに対するその年の返済額が、その年の使い道が自由な収入と算出される額に占める割合を直近の3年間で平均したもの。
- ※ 将来負担比率:借入金をはじめとした将来にわたり支払わなくてはならない経費の総額が、1年間の収入全体の何倍になるかを表したもの。

4 市民の意識

(1)市民意識調査結果

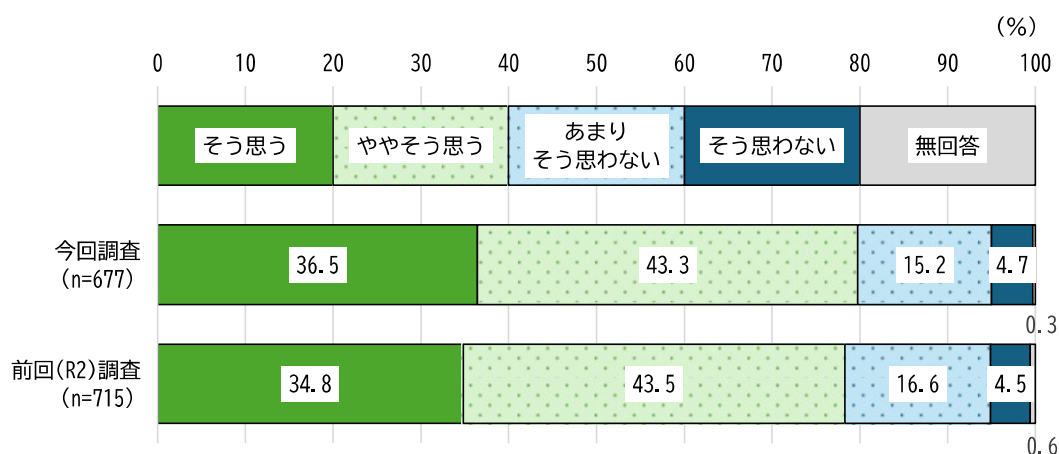
①調査概要

調査期間	令和7年9月14日～令和7年9月29日
調査対象	市内在住の16歳以上の市民1,500人 (令和7年8月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネットによる回答を併用
回収結果	677票(紙回答349票、Web回答328票)、有効回収率45.1%

②主な調査結果

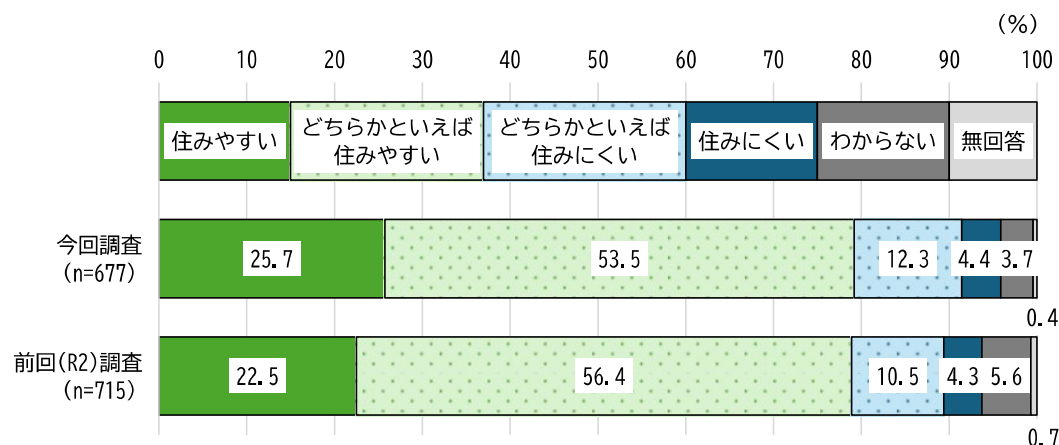
■まちへの愛着

白岡市に対する愛着について、愛着を感じている(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)という回答は79.8%となっており、令和2年度に実施した市民意識調査結果(以下「前回調査結果」という。)よりも、1.5ポイント増加しています。



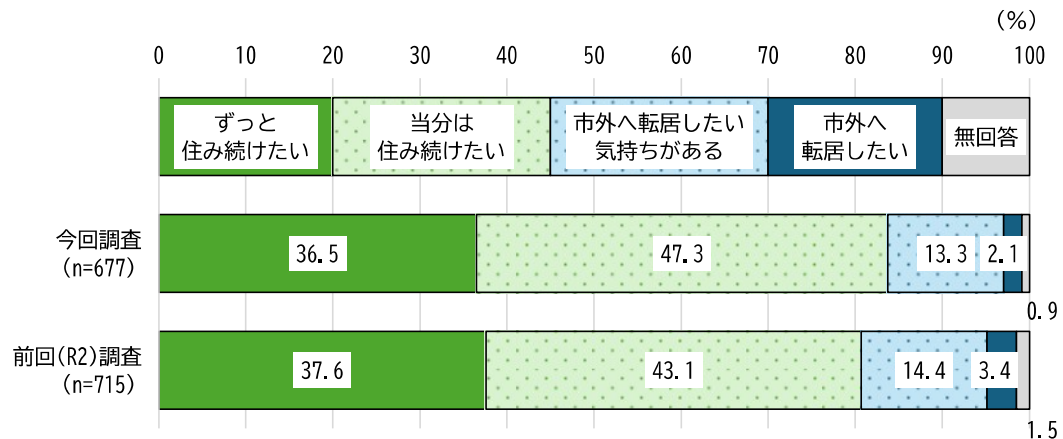
■住みやすさ

白岡市の住みやすさについて、住みやすい(「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計)という回答は79.2%となっており、前回調査結果と、ほぼ同じ割合となっています。



■定住意向

定住意向(「ずっと住みたい」と「当分は住みたい」の合計)のあるという回答は83.8%となっており、前回調査結果よりも、3.1ポイント増加しています。



(注) 前回調査の選択肢は「ずっと住みたい」、「当分は住みたい」、「移転したい気持ちがある」、「移転したい」のほか、「市内の他のところへ移りたい」があったが、最後の選択肢は「市外へ転居したい気持ちがある」に統合して表記している。

■市の取組に対する満足度・重要度

第6次白岡市総合振興計画における25の施策に対する満足度及び重要度を5段階で調査した結果、満足度が高い施策は、満足度が高い順に、「7.地域防災・消防体制の充実」、「1.生涯を通じた健康づくりの推進」、「12.学校教育の充実」となっています。

また、重要度が高い施策は、重要度が高い順に、「2.地域医療の充実」、「18.上下水道の充実」、「19.道路・水路の整備」、「8.交通安全・防犯対策の推進」となっています。

市の取組に対する満足度・重要度の一覧表

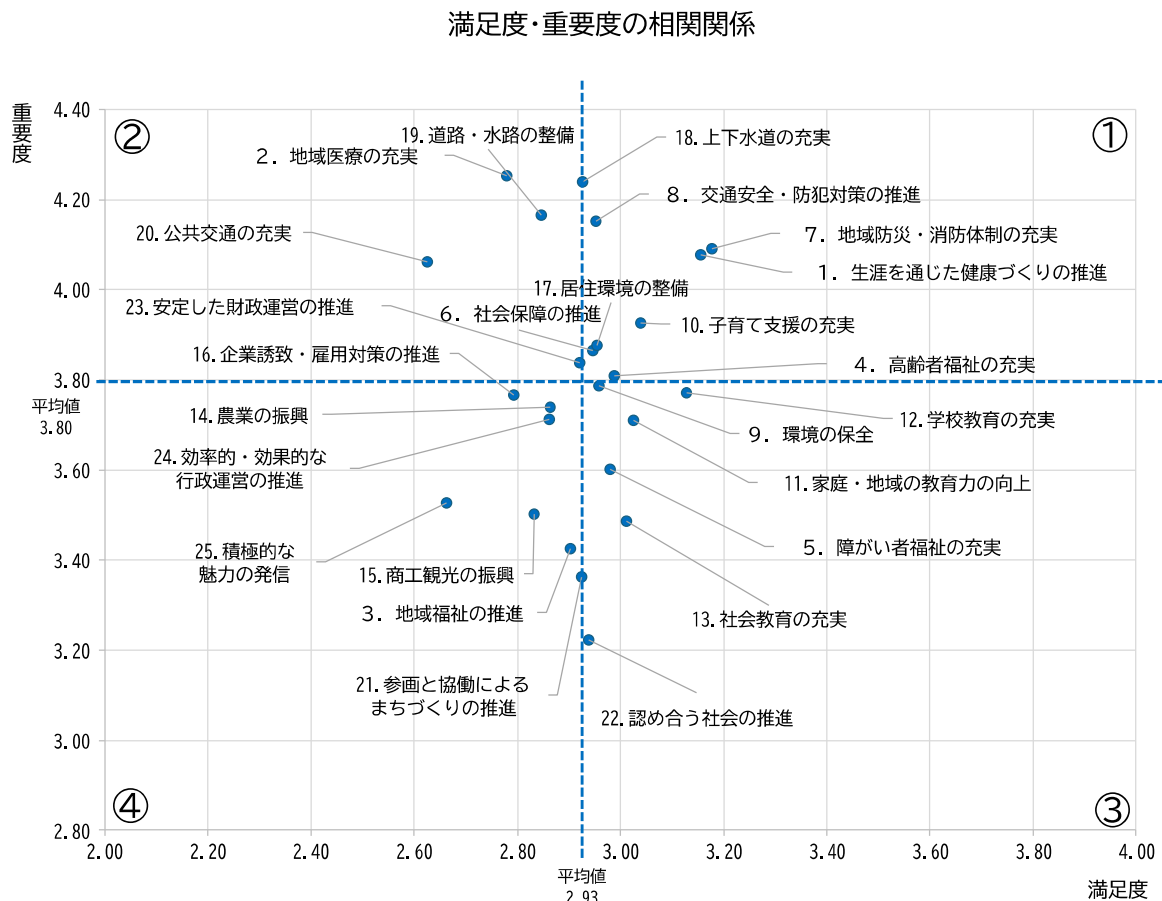
項目	満足度	重要度	選択肢	満足度	重要度
1. 生涯を通じた健康づくりの推進	3.15	4.08	14. 農業の振興	2.86	3.74
2. 地域医療の充実	2.78	4.25	15. 商工観光の振興	2.83	3.50
3. 地域福祉の推進	2.90	3.43	16. 企業誘致・雇用対策の推進	2.79	3.77
4. 高齢者福祉の充実	2.99	3.81	17. 居住環境の整備	2.95	3.88
5. 障がい者福祉の充実	2.98	3.60	18. 上下水道の充実	2.93	4.24
6. 社会保障の推進	2.95	3.87	19. 道路・水路の整備	2.85	4.16
7. 地域防災・消防体制の充実	3.18	4.09	20. 公共交通の充実	2.63	4.06
8. 交通安全・防犯対策の推進	2.95	4.15	21. 参画と協働によるまちづくりの推進	2.92	3.36
9. 環境の保全	2.96	3.79	22. 認め合う社会の推進	2.94	3.22
10. 子育て支援の充実	3.04	3.93	23. 安定した財政運営の推進	2.92	3.84
11. 家庭・地域の教育力の向上	3.03	3.71	24. 効率的・効果的な行政運営の推進	2.86	3.71
12. 学校教育の充実	3.13	3.77	25. 積極的な魅力の発信	2.66	3.53
13. 社会教育の充実	3.01	3.49	平均値	2.93	3.80

※5段階で調査

市の取組に対する満足度・重要度は、「満足度平均」が2.93であり、「重要度平均」が3.80となっています。

重要度・満足度がともに高い施策は、満足度が高い順に「7. 地域防災・消防体制の充実」、「1. 生涯を通じた健康づくりの推進」、「10. 子育て支援の充実」、「4. 高齢者福祉の充実」、「8. 交通安全・防犯対策の推進」、「17. 居住環境の整備」、「6. 社会保障の推進」となっています。これらの施策については、一定程度の評価が得られているため、今後も継続した取組の実施が求められます。

一方、重要度が高く、満足度が低い施策は、満足度が低い順に、「20. 公共交通の充実」、「2. 地域医療の充実」、「19. 道路・水路の整備」、「23. 安定した財政運営の推進」、「18. 上下水道の充実」となっています。これらの施策については、市民の意向に応えきれていないため、今後重点的な取組が求められる施策となっています。



第2編 基本構想

※赤字表記は、前期基本計画時から修正した箇所です。

第1章 まちの将来像

1 まちづくりの基本理念

第6次白岡市総合振興計画の「まちづくりの基本理念」は令和13年度(2031年度)までのまちづくりを進める上での基本的な考え方を示すものであり、次のとおり定めるものです。

市民に寄り添うまちづくり

市民満足度の向上を図り、日々の暮らしに幸せを実感できるまちにするため、市民に寄り添ったまちづくりを進めます。

チャレンジするまちづくり

市の強みを活用し、弱みや課題を克服していくために、市民と行政が様々なことにチャレンジしながらまちづくりを進めます。

持続可能なまちづくり

社会環境の変化が著しい中、時代の変化に柔軟に対応した持続可能なまちづくりを進めます。

2 まちの将来像

本市は、豊かな自然、広域的な高い交通利便性、災害の少ない安心・安全な環境、歴史ある伝統・文化など、暮らしやすく魅力的なまちとして発展を続け、成長してきました。

また、福祉、教育、環境、産業、都市基盤の整備などの様々な施策を展開し、住みたい、住み続けたいと思っていただけるまちづくりを進めてきました。

本市の自然豊かな環境と都市としての利便性を最大限に生かしつつ、市民一人一人のまちづくりへの想いを大切に、自然と調和した住みやすく魅力のあるまちを市民と作り上げていくとともに、先人たちによって築き上げられてきた自然、歴史、文化、街並みなどの財産を次世代に継承していくまちの姿を描いています。



第2章 基本目標(分野別のまちの姿)

「基本目標(分野別のまちの姿)」は、まちの将来像『みんなでつくる 自然と利便性の調和したまち しらおか』を実現するための基本的な目標(分野別のまちの姿)を示すものであり、6つの「政策目標」と「運営方針」から構成しています。

1 政策目標

(1)誰もが生き生きと健やかに暮らせるまち（健康・医療・福祉）

保健・医療・介護などの各種支援の充実を図るとともに、生きがいつくり、自立支援、介護予防をはじめとした取組の充実を図ります。また、障がい者の支援の充実を図るとともに、市民の健康意識の醸成、地域における市民同士の交流や支えあいのための環境づくりを推進するなど、誰もが住み慣れた地域で生き生きと健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

(2)自然とともに安全で安心して暮らせるまち（自然環境・生活安全）

市民と行政との協働による自然環境の保全や地球温暖化対策などを推進するとともに、循環型社会を形成するための取組を進めます。また、防災や防犯などに自助・共助・公助の考え方を基にして地域一体となって取り組むとともに、市民一人一人の暮らしや生命を守る施策の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(3)次代を担う人と豊かな文化を育むまち（子育て・教育・文化）

子どもを安心して産み育てることができる地域社会を目指し、子育て支援の充実や教育環境の整備を進めます。また、市民の学習、文化・芸術活動の支援やスポーツの振興を図ることにより、生涯にわたり文化・芸術・スポーツに親しみ、豊かな文化を育むまちづくりを進めます。

(4)地域の産業が活発でにぎわいのあるまち（産業・雇用）

企業誘致、起業・創業に関する支援、魅力ある農業の振興等に向けた取組を推進し、産業の活性化を進めるとともに、市内での雇用の促進を図ります。また、関係機関と連携し、求職者・就業者に対する支援に取り組み、雇用や就労環境の充実に努めるとともに、駅周辺への商業集積を推進するなど、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

(5)快適で誰もが住みやすいまち（都市基盤・住環境・公共交通）

道路、橋りょう、上下水道、公園などの都市基盤の整備や効率的な維持保全に取り組むとともに、公共交通を充実させ、快適な住環境の保全・形成を図ります。また、地域が持つ強みなどを踏まえ、居住や都市の生活を支える機能の誘導を図るコンパクトなまちづくりと、交通ネットワークの形成により、快適で誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

(6)多様な市民が主体的に活躍するまち（協働・人権）

市民との情報共有の充実を図るとともに、地域活動を推進するため、地域自治組織や市民活動団体の育成・支援に努めます。また、お互いに多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会の構築に努め、多様な市民が主体的に活躍するまちづくりを進めます。

2 運営方針

安定的で信頼される行財政運営

持続可能で安定した行財政運営を行うため、事業の選択と集中を図るなど、行財政改革の推進を図ります。また、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進などによる効率的・効果的な行政運営を図るとともに、市民の多様なニーズに対応したサービスの提供を図り、安定的で信頼される行財政運営を行います。

第3章 将来フレーム

「将来フレーム」は、まちの将来像『みんなでつくる 自然と利便性の調和したまち しらおか』の実現に当たっての基本的な枠組を示すものであり、「計画期間の人口の見通し」と「土地利用基本構想」から構成しています。

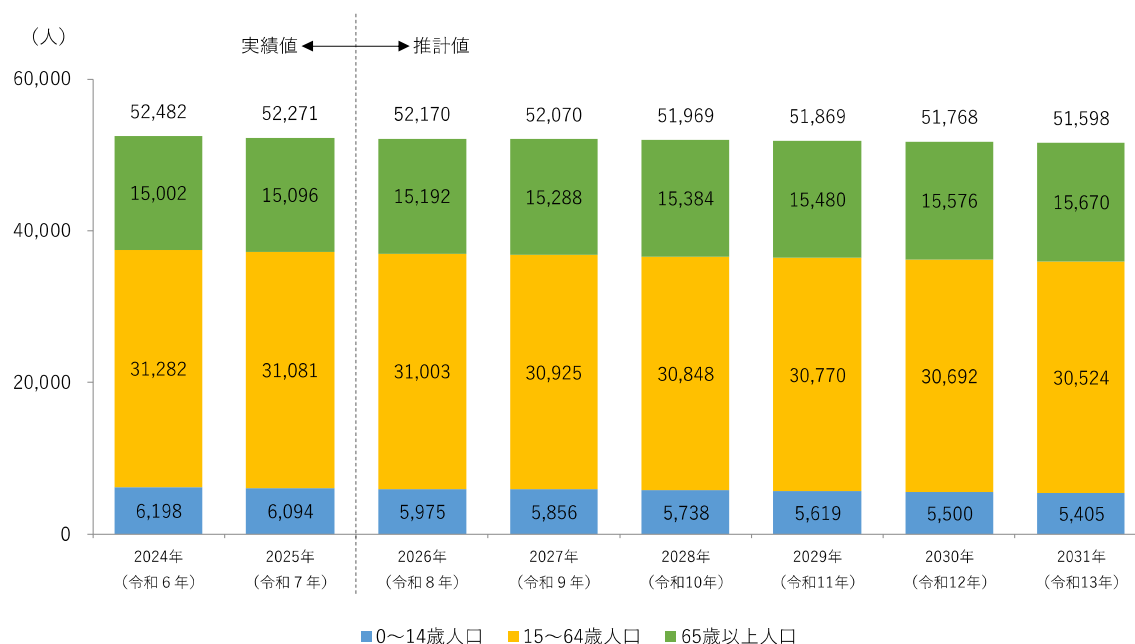
1 計画期間の人口の見通し

本市の将来人口は、令和7年(2025年)の52,271人から、本計画の目標年次である令和13年(2031年)には、51,598人に減少すると推計されます。

年齢別では、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向となり、高齢者人口は増加傾向が継続すると推計されます。

このため、本市では、まちの魅力の創出・発信、出産・子育て環境の整備、産業の育成・支援等の施策を展開していくことにより、人口減少の抑制に努めることとし、本計画の目標年次である令和13年(2031年)の目標人口を52,000人とします。

本計画の目標人口



令和13年(2031年)の目標人口＝52,000人

※赤字表記は、前期基本計画時から修正した箇所です。

※グラフの数値は、令和7年(2025年)以前は実績値、令和8年(2026年)以降は推計値としています。

人口推計は、5歳区分を単位とし、5年毎の推計値を算出しており、本計画の期間では、令和12年(2030年)の推計値を算出しています。

このため、令和8年(2026年)から令和11年(2029年)までの値は令和7年(2025年)の実績値と令和12年(2030年)の推計値、令和13年(2031年)の値は令和12年(2030年)と令和17年(2035年)の推計値を基準とし、5年分の増減を按分して算出しています。

※赤字表記は、前期基本計画時から修正した箇所です。

2 土地利用基本構想

(1)土地利用の基本方針

土地は、将来にわたる市民生活や生産活動などの基盤であることから、広域的な視点を持ちつつ、保全と開発の調和に配慮した秩序ある利用を図っていく必要があります。

このため、地勢や交通等の地域特性、現在の土地利用の実態及び今後の利用動向を踏まえ、それぞれのゾーンごとに将来の方向性を定めます。

また、少子高齢化と人口減少の進行等に起因する地域課題の解決に向け、コンパクトなまちづくりと交通ネットワークの形成を推進し、生活利便性の向上及び産業基盤の確立を図ります。

なお、土地利用の推進に当たっては、「国土利用計画法」、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」などの土地利用関係法の適切な運用を行うとともに、土地利用に関する各種計画との整合を図ります。

(2)ゾーン別の土地利用の方向性

① 住宅ゾーン

住宅ゾーンでは、良好な住宅地の形成と居住環境の向上を図ります。

また、幹線道路沿いにおいては、良好な居住環境を確保しつつ、地域住民などの生活利便性の向上に資する商業・業務施設などの誘導を図ります。

② 農業共生ゾーン

農業共生ゾーンでは、スプロール化※1を防止し、優良農地の保全・確保に努めるとともに、**農業法人等による農地利用の集積を進め、農業経営に資する施設整備や先端技術の活用**など生産基盤の強化を図ります。

既存の集落においては、生活道路や排水路などの適切な維持・更新により、生活環境の保全を図ります。

③ 都市機能拠点ゾーン

白岡駅周辺では、本市の市街地の拠点として、都市計画道路の整備に合わせて魅力ある商業・業務施設などの都市機能の集積を図ります。

また、新白岡駅周辺では、**民間活力を生かして低未利用地などの利活用を促進し、**地域住民の生活利便性の向上に資する施設の誘導を図ります。

※1 スプロール化：都市の郊外に無秩序、無計画に市街地が伸び広がっていくこと。

※赤字表記は、前期基本計画時から修正した箇所です。

④ 工業ゾーン

工業ゾーンでは、良好な操業環境の維持・保全を図りつつ、**地域経済に資する**効率的かつ効果的な工業の振興を図ります。

⑤ 複合的土地利用ゾーン

複合的土地利用ゾーンでは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる生活環境の充実のため、地域における医療福祉拠点の**形成**を図ります。

また、周辺環境に配慮しつつ、既存企業の操業環境の保全や研究施設等の誘導を図ります。

⑥ 産業系土地利用検討ゾーン

白岡中学校北側区域では、広域的な交通利便性に優れているという立地条件を生かし、周辺環境に配慮しつつ、**市民の生活利便性の向上や地域経済の活性化に資する**産業系の土地利用を検討します。

国道122号に接し、圏央道白岡菖蒲インターチェンジに近接する地域では、広域的な交通利便性に優れているという立地条件を生かし、工業ゾーンとのつながりや周辺環境に配慮しながら、産業系の土地利用を検討します。

また、**柴山沼周辺から国道122号に至る地域**や都市計画道路篠津柴山線と**県道春日部菖蒲線**が交差する篠津北東部地域(以下「**篠津北東部地域**」という。)では、農業生産基盤の整備を図るとともに、広域的な交通利便性の高さを生かし、周辺環境に配慮しながら、産業系の土地利用を検討します。

⑦ 沿道サービスゾーン

沿道サービスゾーンでは、周辺の住環境や**市全体の商業環境**などへの影響に配慮しながら、地域住民などの利便性の向上及び地域活性化に資する施設など**地域特性に応じた**沿道サービス機能の充実を図ります。

⑧ 交流拠点ゾーン

柴山沼周辺、篠津北東部地域周辺、東武動物公園周辺の豊かな自然環境や観光資源を生かし、地域の活性化や市内外の人々の交流拠点の形成を図ります。

※赤字表記は、前期基本計画時から修正した箇所です。

土地利用基本構想図

